

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第72号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年4月30日 08時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市釣島 ^{つゐ} 南西方沖 釣島灯台から真方位252° 2.6海里付近 (概位 北緯33° 52.8′ 東経132° 35.4′)
事故等調査の経過	平成24年5月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{シーローズ} SEA ROSE（大韓民国籍）、1,992トン 8608482（IMO番号）、ASTK Co.,LTD（大韓民国） B 漁船 ^{えいごう} 栄毅丸、4.96トン EH3-22506（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、一級航海士（大韓民国発給） B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船首張出部を曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、鋼材約1,000tを積載し、愛媛県松山市西方沖の伊予灘推薦航路（以下「推薦航路」という。）を航路に沿って南西進中、船長Aが、左舷船首方に北西進するB船を認め、B船が前路を右方に横切る態勢で接近するので、汽笛により警告信号を行い、B船が更に接近し、右舵一杯、主機停止としたが、平成24年4月30日08時30分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、底引き網を揚網したのち、漁場を移動するために北西進中、船長Bが、揚網時に推薦航路より遠方を南進する他船を認めたものの、近くを航行する他船を認めなかったので、しばらくは大丈夫と思って船尾甲板で漁網の補修作業を行い、操船を行っていなかったところ、右舷至近にA船を認めてクラッチを後進に入れたがA船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A なし、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A船は推薦航路に沿って南西進中、B船は漁場を移動しようとして北西進中、釣島南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、釣島南西方沖を推薦航路に沿って南西進中、船長Aが、前路を右方に横切る態勢で接近するB船に対し、汽笛により警告信号を行ったものの、B船が更に接近し、右舵一杯、主機停止として衝突を避けようとしたが、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、釣島南西方沖を北西進中、船長Bが、揚網時に推薦航路より遠方に他船を認めたものの、近くを航行する他船を認めなかったことで、船尾甲板で漁網の補修作業を行い、操船を行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、釣島南西方沖において、A船が推薦航路に沿って南西進中、B船が北西進中、船長Bが操船を行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船の妨げとなる作業を行わないこと。